

A-BRIDGE PROJECT MAP

①



政府公認の現地送り出し機関と連携し
日本企業にマッチした人材斡旋が可能

ASEANと日本、双方の未来を支える 人財を育む懸け橋として



平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

弊社は創業以来、^{変化}**Change**、^{挑戦}**Challenge**、^{創造}**Creativity**という経営理念のもと、日本の優れた技術・技能を持つ企業と、ベトナム・インドネシアをはじめとしたASEANの若き人財を結びつける事業に主軸を置く協同組合です。

変化を恐れず、チャレンジすること、考えることを止めず、創造し歩みつづける弊社は、日本での就業、特定就労を希望される人財の意欲を最大限に尊重し、不安なく働け、働きたいと思える環境を提供することを設立以来の変わらぬ使命と考えております。

この業界は経済情勢に左右されやすく、労働への価値観や人財のニーズも刻一刻と移り変わります。現在の日本では、少子高齢化による人材不足といった日本の未来を左右する大きな課題が今ここにあります。弊社の事業は、その大きな課題に対する解決策だと考えております。

「若き海外人財が求めている就業条件はどういったものなのか」「今、企業の皆様から必要とされる人財はどういう人財なのか」社会の動向に気を配り、試行錯誤を繰り返しながら、日々より良い組合サービスになるよう更なるサービス向上に尽力致しております。

全ての海外人財、組合員、企業の皆様はもちろんのこと、社員とその家族など、弊社に関わるすべての人の価値観、満足を実現するべく、積極的に事業展開を行い、邁進して参ります。

さらに地域社会に貢献できる企業・組合組織を目指し、たゆまぬ努力を続けてまいります。

今後とも皆様のご愛顧の程、よろしくお願いいたします。

A-BRIDGE事業協同組合

代表理事 又野 直也

事業概要

A-BRIDGEは「日本の優れた技術・技能等を持つ企業とベトナム、インドネシアをはじめとした発展途上国の若者とを結びつける」事業に主軸を置く協同組合です。

組織

名 称/A-BRIDGE事業協同組合
所 在 地/〒095-0002
北海道士別市東2条北3丁目17番地
Tel.0165-26-7117
Fax.0165-26-7118
代 表 理 事/又野 直也
設立年月日/2017年7月21日
許 可 省 庁/法務省・厚生労働省・
出入国在留管理庁・北海道庁

沿革

設立年月日/2017年7月21日
特定技能支援団体許可/2019年5月23日
技能実習生管理団体許可/2019年9月26日
組合名変更/2024年7月22日

組合への加入について

- 当組合の定める業種を営む事業者であること。
- 当組合の地区内に事業所または営業所を有すること。
※上記以外の地域でも加入は可能です。
詳しくはお問い合わせください。
- 加入に関する費用
 - ◎出資金：10,000円(退会時に返金予定)
 - ◎年会費：30,000円
- 入会金・年会費の納入：年一括(別紙明細)
- 加入時に必要な書類等
 - ◎全部事項証明書(登記簿謄本)
 - ◎法人印鑑証明書
(1固人事業主の場合は代表者の印鑑証明書)
 - ◎決算書(直近2期分)
 - ◎従業員数を確認できる公的書類(雇用保険被保険者台帳会等)
 - ◎営農証明書(業種が農業の場合)
 - ◎現在雇用している外国人名簿
(雇用していない場合は必要ありません)
 - ◎不法就労者の排除に関する誓約書

ASEAN各国の政府公認の送り出し機関、日本語教育センター、さらに日本国内の監理団体と人材派遣・紹介会社を自社及び提携にて運営しています。現地法人と日本で募集から面接、採用、日本語教育を行い、配属後は支援業務からフォローアップ、サポートまでを一元管理が出来るグローバル人材サービスの会社です。また、国内にいる特定技能やエンジニアの在留資格保持者の人材紹介も行っています。



事業内容

技能実習生	現地法人と連携した各国政府公認の複数の送り出し機関で求人して面接を実施します。日本語教育からマナーの研修、生活態度などを6ヶ月間かけて教育して日本に送り出します。
特定技能	現地法人と連携した各国政府公認の複数の送り出し機関で求人して面接を実施します。特定技能試験に合格している人材を日本に送り出します。
国内居住の外国人	日本国内に居住する留学生や特定技能の転職希望者、技能実習修了予定者の転職希望者を求人して採用と生活面の監理・支援を行います。
技能実習生の監理	技能実習生及び特定技能者の監理・指導を行います。
特定技能の登録支援	特定技能者の監理・支援を行います。
入国後講習事業	技能実習生の入国後講習を専門の講師が約1ヵ月実施します

所在地

本 部：〒095-0002 北海道士別市東2条北3丁目17番地
札幌営業所：〒064-0805 札幌市中央区南5条西9丁目1016-23 SAビル

ライセンス

一般監理事業許可番号 許19010001000

特定技能外国人登録支援機関許可 19登-000080



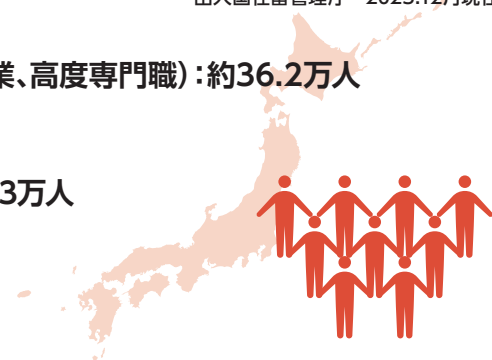
私たちの 人材ネットワークと経験を 活用ください



雇用されている外国人の内訳（一部抜粋）

出入国在留管理庁 2023.12月現在

- 01 資格外活動者（留学生のアルバイト等）：約35万人
- 02 就労ビザ取得者（大卒ホワイトカラー、技術者、外国人特有の職業、高度専門職）：約36.2万人
- 03 技能実習生：約41.2万人
- 04 特定活動ビザ取得者（ワーキングホリデー、EPA関連など）：約7.3万人
- 05 特定技能：約20.8万人



一般的な外国人採用の流れ

技能実習生の採用

団体監理型

採用企業



監理団体とは

厚生労働省から許可を受け技能実習生の受入れと各企業において技能実習が適正に実施されているかの確認と指導をする団体

企業単独型

採用企業



送出機関とは

外国の現地にて人材募集～人材教育を行い日本へ外国人労働者を送り込む組織

外国人特定技能技術者について

企業依頼型

採用企業



直接獲得型

採用企業



中・小企業の技能実習生採用において企業採用型はハードルが高く団体監理型が主となる。
その他の外国人採用においても人材ネットワークや経験のある団体に依頼するほうが負担が少ないケースが多い。

「外国人技能実習制度」とは 開発途上国への技術・技能移転を 目的とした人材育成制度です



「外国人技能実習制度」とは



技能実習生の受け入れは「職種」が限られている

※技能実習移行対象職種は91職種167作業(2024年9月)。
各職種の必須作業、必須道具が決まっているため、事前に確認して受け入れを検討します。



技能実習生は、「正社員」と同様の直接雇用契約

※社保や厚生年金等、正社員と同様の待遇が必要となります。



在留資格の更新の前に受け入れ職種の「技能検定試験」に 合格する必要がある

※試験に合格しないと在留資格の更新ができず、途中帰国となります。(別紙参照)

技能実習生への適用法令・受け入れ可能人数

技能実習生は、日本の労働関係法令に基づいて雇用されます。

■適用法令

区分	適用
在留資格	1年目:技能実習1号 2・3年目:技能実習2号 ※今後、最長5年に延長の可能性あり。
給付意味	給与労働対価
雇用契約	必要
残業、シフト制	可能
就業規則	企業に準ずる
処遇条件の交付	雇用条件書
健康保険	適用(強制)
厚生年金	
労災保険	
雇用保険	
(国民健康保険)	適用(集合講習中)
技能実習生保険	適用(任意)

■1年間の受け入れ可能人数

実習実施機関 (受け入れ企業)の 常勤職員数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
41人以上 50人以下	5人
31人以上 40人以下	4人
30人以下	3人

※ 常勤職員とは、役員+雇用保険加入従業員のことをいいます。

※技能実習生の受け入れ人数枠は1年の受け入れ人数枠となっております。
例) 常勤職員が10名であれば、1年目に3人、2年目に3人、3年目に3人を
受け入れて、合計9人を活用することが可能です。

技能実習生受入手順

面接後、6ヵ月で日本に入国し、1ヵ月の国内講習後、企業様に配属致します。

実施項目	経過月数															
	入国前				1年目						2年目			3年目		
	1	2	3	8	9	10	～	6	～	8	9	～	8	9	～	8
	1	2	3	8	1	2	～	9	～	12	13	～	24	25	～	36
1 技能実習生受入申込																
2 募集・選考・面接会実施																
3 現地教育機関での事前教育（6ヵ月）																
4 配属前集合研修（1ヵ月）（*1）																
5 企業様への配属																
6 技能実習（1年目）																
7 技能検定試験（*2）																
8 技能実習（2年目）																
9 技能実習（3年目）																
10 技能検定試験（*3）																

例月

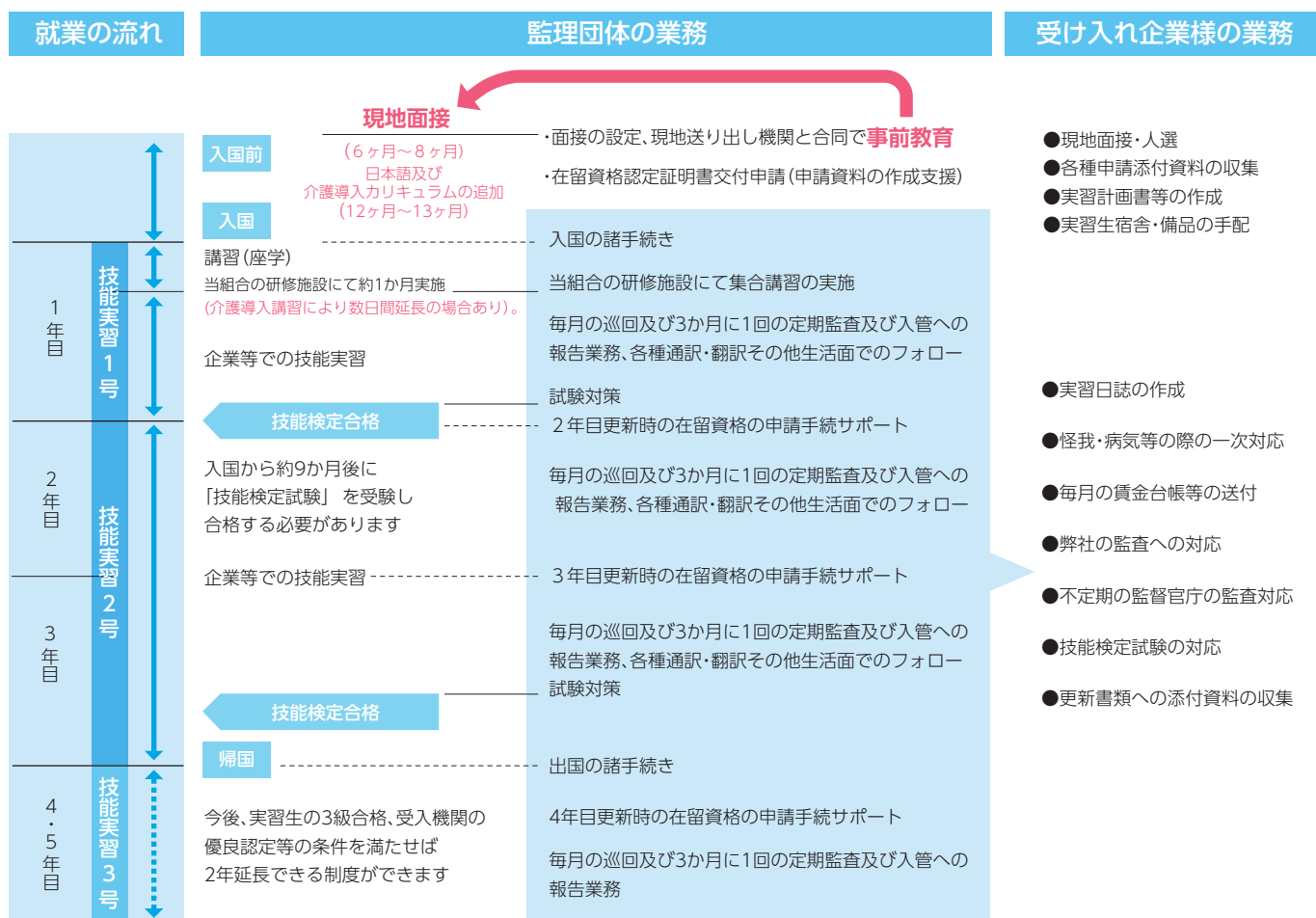
累計月数

（*1）研修内容は、①日本語指導、②日本での生活ルール（法律）の指導、③集団行動・共同生活の意識付け、④交通ルール・安全指導、⑤安全衛生指導等になります。

（*2）事前に技能検定試験（内容：職能協会基礎2級、学科試験（全文ひらがな、実技試験）対策が必要となります。

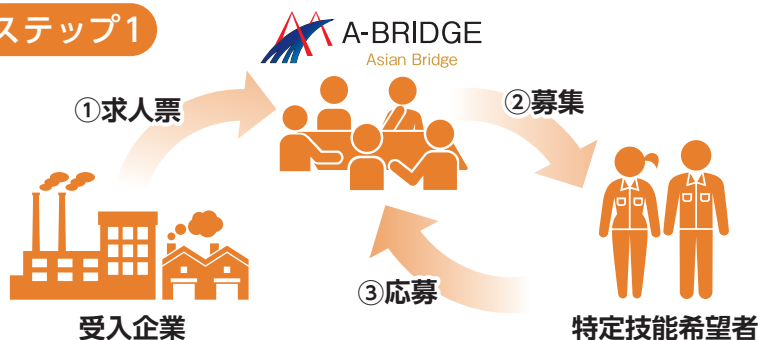
（*3）同様に試験対策必要。

受け入れスケジュールと業務分担



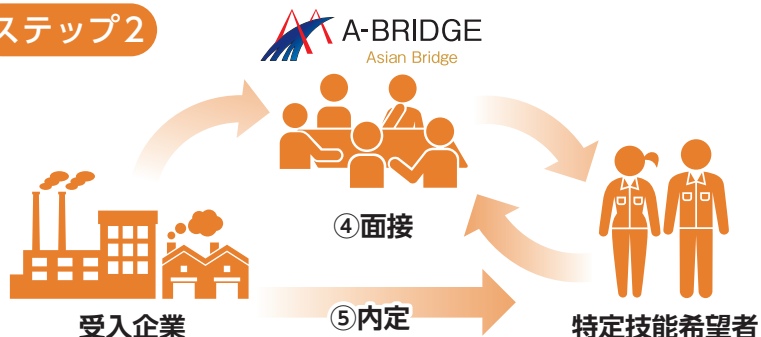
特定技能者受入手順

ステップ1



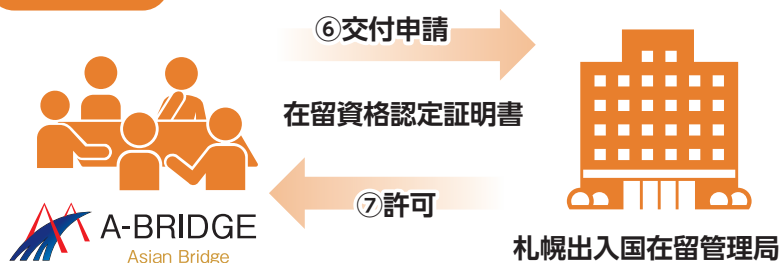
- ①受入企業は、A-BRIDGE事業協同組合に求人票を提出します。
- ②A-BRIDGE事業協同組合は、特定技能者を募集をします。
- ③特定技能者は、求人に応募します。

ステップ2



- ④面接をします。最近はZoomなどインターネットで行います。
- ⑤面接のあと受け入れ企業は特定技能者に内定を出します。

ステップ3



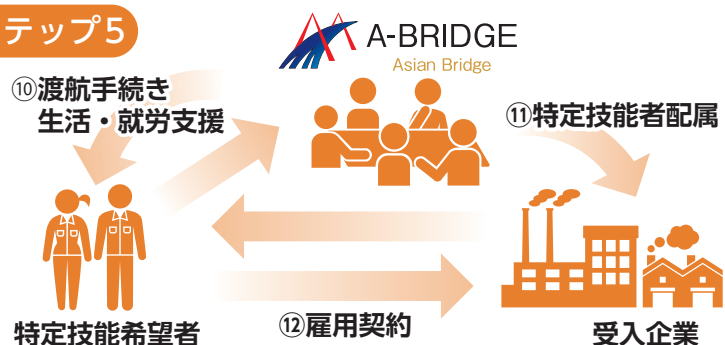
- ⑥A-BRIDGE事業協同組合は、札幌出入国在留管理局へ在留資格認定証明書交付申請を提出します。
- ⑦札幌出入国在留管理局は、在留資格認定証明書をA-BRIDGE事業協同組合に交付します。

ステップ4



- ⑧特定技能希望者は、在留資格認定証明書を添付して各国認定取次機関にビザ申請取次を依頼します。
- ⑨各国の日本大使館は、在留ビザ発給を発給します。

ステップ5



- ⑩A-BRIDGEは、特定技能者に渡航手続き・生活・就労支援を行います。
- ⑪A-BRIDGE事業協同組合は、受入企業に特定技能者を配属します。
- ⑫受入企業は、特定技能者と雇用契約を結び就労します。

お申し込み準備から 受け入れまで 丁寧にサポートいたします



受け入れまでの流れ(詳細)

1 お申込み

- 本制度や留意点、日程や必要な準備、かかる費用など詳しくご説明します。
- 以下の当組合指定書類をご確認いただき、署名捺印のうえご提出いただきます。
「外国人財受入申込書」＝組合加入書
「外国人財に係る了解事項」＝受入同意書、覚書
- 担当者と打ち合わせを行い、求人票や必要書類、今後の流れ等を確認するチェックシートを作成し、お渡しします。
 - ▶受入れ企業さまの企業概要、受け入れ実績、労働環境
 - ▶雇用契約の内容(労働時間・休日・賃金・福利厚生など)
 - ▶求人の内容(面接の流れ・募集人数・作業内容の詳細など)
 - ▶希望する外国人財の詳細(年齢・性別・経験・身体的特徴・積極性や集中力などの精神的特徴など)
 - ▶就労環境について(受け入れ企業の外国人財に対する受け入れ環境など)
 - ▶生活環境について(保有寮の有無・スーパーや病院などの近隣の施設・寝具や食器などの貸与が必要な物品の確認など)
 - ▶必要な書類(膳本などの事業所を証明する書類・雇用保険納付書などの従業員数を証明する書類、損益計算書などの実績を証明する書類など)
 - ▶予定するスケジュール(選考予定日・資料準備期間・入国/配属日など)

2 人材選考・雇用契約

- 求人票提出後、約2週間～1ヵ月ほどで、海外現地の送出し機関と当組合で実習生を選考のうえ、現地面接またはリモート面接スケジュールを手配します。
- 現地面接にかかる渡航・宿泊費は受け入れ企業さまのご負担となります。
- なお現地面接のご都合が難しい場合はZoomその他Webによる面接も無料で対応しておりますので、ご都合に合わせてお申し出ください。
- 実習生が決定しましたら、雇用契約のうえご本人たちはすぐに日本語等の講習をスタートします。

3 必要書類や資料のご準備

- お申込みの際に作成した「チェックシート」を基に必要な書類をご準備いただきます。入国手続きに遅れないよう、採用決定後1～2週間程度でのご準備をお願いしています。
- 必要書類が揃いましたら、海外人材の「事業計画認定通知書」、「在留資格」を認定する証明書の交付を、外国人技能実習機構(OTIT)、出入国在留管理局へ申請します。この申請書類一式が膨大なボリュームになることが多く、大変手間のかかる作業ですが、当組合が責任をもって作成、申請致します。

4 必要書類や資料のご準備

- 海外人材は入国後、配属までの1か月間、日本語の復習、日本での生活ルール等の講習を受講します。(実習生の場合)入国当日は当組合が空港まで迎えに行きます。
- 海外人材が入国しましたら、「チェックシート」を基に配属のご準備をお願いします。作業道具や生活備品など、配属1週間前までに実習(就労)環境と生活環境を整えます。
- 入国後約1ヶ月、やっと配属当日です。当組合が外国人財を送迎し、転入届、銀行口座、通帳作成手続き後、受け入れ企業にお引き渡し致します。配属初日は宿泊施設や生活設備、近隣施設のガイド、既存の従業員の方々のご紹介など、できるかぎり時間を設けてください。

技能実習生でよくある質問

Q1 どのような人が技能実習生として来日しますか？

技能実習生の多くは、高卒や専門学校卒の人材です。希望により大卒の人材も募集することが可能です。社会人経験ありの人材や未経験の人材、既婚、未婚、子供がいる人材等様々な実習生がおります。受け入れ企業様の募集要項を確認させていただき、募集致します。イメージとしては、日本語能力は来日時は片言程度ですが、若くて高い就労意識がある人材が多いです。素直な人材が多く、まっさらな状態で来日しますので、日本来日後の各企業様の教育・指導が非常に重要となります。

Q2 技能実習生の日本語レベルはどのくらいですか？

個人差もありますが、入国時点では、一般的に日本語検定N4級レベルです。

徐々に上達していきますが、現場では日本語を使うこと、日報を日本語で書かせる等できるだけ日本語を使わせることが上達をさせる上で必要となります。

Q3 技能実習生の住む場所や食事などはどうしますか？

技能実習生が住む場所（社宅・寮・借上げアパート等）は受け入れ企業様でご用意して頂きます。

寝具・冷暖房器具など生活に必要な備品もリストを事前にお渡し致しますので、集合研修後お引渡しまでに準備をお願いしております。また、食事は技能実習生が自炊します。

Q4 出入国在留管理局への手続きや技能実習生の管理はどうしたらいいですか？

入国申請や在留資格の変更等は組合が各企業様にヒアリングさせていただきながら作成してまいります。実習生の管理は、受け入れ企業様が実習指導員、生活指導員を指定していただき、管理していただくことになります。組合は第一次管理団体として、巡回指導や法定の監査を通じて各種アドバイスをさせていただきます。

Q5 技能実習生は残業できますか？（夜勤について）

事前に提出した実習計画に沿って基本的には実習を行うことになります。残業が生じた場合には法定の割増賃金を支払うことになります。36協定その他労働関連法令の順守は必須です。実習生1名での夜勤配置はできません。また、夜勤専従もできません。

事業所の判断により、2年目以降の実習生であれば夜勤配置は可能となります。

（※1年目から夜勤への従事を実習計画に盛り込む場合は利用者への安全確保や実習生の心身負担回避体制等の説明を求められる可能性があります。）

Q6 技能実習生は何人受け入れることができますか？

企業の規模により、受け入れ可能な人数は決まっています。常勤従業員数が30名以下の場合、技能実習生は3名まで受け入れ可能です。（これは技能実習1号（1年目）の人数で、技能実習2号（2年目）は含まれません。

そのため1年目の実習生が技能試験に合格し、技能実習2号（2年目）になると新たに技能実習生を受け入れることができます。）

Q7 実習期間を延長することはできますか？

実習期間は3年間です。ただし、技能検定試験に合格しなければ、2年目以降の継続ができません。実習生が技能検定3級の実技試験に合格し、企業様も優良認定を受ければ、2年延長（合計5年）できる可能性があります。

Q8 介護職法定要員

入国後講習を修了し、事業所への配属日を起算日として6カ月後から配置基準に算定できます。日本語能力試験N2を取得している者は就労開始時から算定が可能です。（EPAと同様の基準）

Q9 技能実習指導員の要件は？

事業所毎の「常勤専従」職員である必要があります。また、次の資格要件のいずれかを満たしていなければなりません。【介護福祉士（当該業務に5年以上の経験）】、【看護師、准看護師当該業務に5年以上の経験】、【実務者研修終了者（当該業務に8年以上の経験）】

Q10 実習制度を利用することのメリットは？

技能実習生は20代前半が中心で、技術・技能を修得したいという意欲を持つ優秀な若者を受け入れることができます。社会的・国際的貢献はもちろん、外国企業との関係強化、社内の活性化、生産への貢献などがあります。将来海外進出を計画している企業様には、現地の中間管理職を養成できるというメリットがございます。

